



ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより

発行 瀬峰労働基準監督署 (栗原市瀬峰下田50-8 電話0228-38-3131)

労働災害は減少に転じる

表1 労働災害発生状況 (令和4年2月末現在)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
休業4日以上	29	24	382	387
死亡	0	0	1	0

▶労働災害(死亡を含む休業4日以上。以下同じ)による被災者数は、令和2年9月以降、一貫して増加傾向にありました。▶**令和4年**の被災者数は、1月～2月末まで24人と、令和3年同期の29人に対し5人(-17.2%)減少し、増加傾向にあった**労働災害は減少に転じました**(表1を参照)。▶その一方、建築工事業および卸・小売業は、労働災害の顕著な増加がみられます。▶1月～2月末までの間、建築工事業は4人、卸・小売業は6人の方が労働災害で被災されています。▶建築工事業および卸・小売業ともに被災者数は4人増加しています。▶建築工事業では、木造家屋建築工事におけるドラグ・ショベルによる災害や墜落災害が依然として発生しています。▶卸・小売業では、店舗内や配達中の転倒などにより1か月以上の休業を余儀なくされる災害が依然として発生しています。

▶**令和3年**の労働災害による被災者数は、令和4年3月8日の速報値で180人と、令和2年同日の速報値だった145人に対し35人(+24.1%)**増加しました**(表2を参照)。▶令和3年の労働災害を業種別にみると、製造業(+73.1%)、社会福祉施設(+36.8%)、建設業(+36.4%)、陸上貨物運送業(+23.5%)において顕著な増加がみられるとともに、林業(+12.5%)でも労働災害が増加しました。▶高い割合を占めているのは、**製造業は『転倒』による災害、社会福祉施設は『災害性腰痛』や『転倒』による災害、建設業は『墜落・転落』による災害、陸上貨物運送業は『転倒』や『荷台からの墜落』により災害であるとともに、林業は『伐倒木に激突』される災害が発生しました。【→2面につづく】**

表2 労働災害発生状況 (1月～12月)

	管内(登米・栗原)被災者数		県内被災者数	
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年
休業4日以上	145	180	2,352	2,988
死亡	2	1	15	14

重点を定めた安全管理

▶ハインリッヒの1：29：300の法則は、重篤な災害1件の背景には、無傷害の事故が300件はあるというものです。▶これは事故・災害にはそれが起きる前兆があり、発生する前に対策を講ずる必要があることなどを意味しています。▶しかしながら、メンバーの一人ひとりが参加する全員参加の安全衛生活動を実現していないと、その安全衛生活動はいずれは**マンネリ化**し、事故・災害の前兆を見落とすことが懸念されます。▶その防止に向けては、①「ゼロ災を実現しよう」という価値・目的を組織とメンバーが共有する【**一体化度**】を高めるとともに、②労働災害防止に対するメンバーの【**無関心度**】を低くすることで、**メンバーに安全衛生に対する【問題意識】を持ち続けてもらう**ことが重要です。▶本紙1面に、令和3年に労働災害が増加した業種において高い割合を占める事故の型などを掲載しました。▶これは、その業種において『**取り上げてほしい重点**』を掲載することで、『その時に』あるいは『一定の期間』を通じ、重点を定めた安全衛生活動を実施し、その安全衛生活動が**マンネリ化**するのを防ぐことにつなげていただく意図があります。▶つきましては、メンバーに安全衛生に対する問題意識を持ち続けてもらうことで、安全衛生活動のマンネリ化を防ぐため、経営トップの皆さまは、『その時』あるいは『一定の期間』に取り上げるべき『**重点**』を定める。または、既に定めた『**重点**』のメンバーへの再度の周知を図りながら、必要な対策を講じていただきますよう、お願いいたします。

職長等教育の対象が拡大

～ 法令改正のお知らせ ～

▶労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則および特定化学物資障害予防規則が改正されました。▶改正の概要は次のとおりですので、早目に対応いただきますよう、お願いいたします。

- 注文者による請負人の労働者に対する措置を要する設備について、一定の危険・有害物の製造・取扱設備を追加（令和5年4月1日施行）
- 職長等教育（※）の対象に、食料品製造業、新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業の追加（令和5年4月1日施行）
- ラベル表示・SDS交付・リスクアセスメントの実施についての義務対象の物質の追加（令和6年4月1日施行）

法令改正に関する関係通達



【労働安全衛生法第60条】（※）

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの